

無償化となる認定を受けたお子さんの預かり保育料や認可外保育施設利用料の償還払いの流れを説明します。

- ① 認可外保育施設や認定こども園などで、無償化の対象となる保育事業を利用
- ② 保護者はこれまで通り保育施設に利用料金を支払い
- ③ 保育施設から領収書と特定子ども・子育て支援提供証明書を受領
- ④ 保護者が東彼杵町に「施設等利用費請求書（償還払い用）」と、③で受け取った領収書等を東彼杵町町民課福祉係に提出
- ⑤ 東彼杵町が上限額などの審査を行い、約一か月を目安に保護者口座に振り込みます。
ただし、審査に時間を要する場合や、書類に不備がある場合などは支払いが遅れる場合があります。

請求書様式の取得方法

東彼杵町役場窓口や、町内保育施設で配布します。東彼杵町ホームページからはExcelファイルのダウンロードもできます。

請求書提出期限

当年度4月から3月（令和元年度に限り10月から3月）に利用した分の請求は、翌年度の4月30日が最終締め切りです。

4月30日までは随時受付可能です。

請求書記入上の注意事項

○1枚の請求書で3か月分請求可能です。3か月分以上をまとめて請求する場合、複数枚請求書が必要です。

○金額を訂正印による修正はできません。金額以外の箇所は訂正印による修正可能です。

○預かり保育事業利用者用の請求書は裏面に、認可外保育施設利用者用の請求書は別紙で記入例を示しています。ご確認の上ご記入ください。

領収書等に関する注意事項

○領収書及び提供証明書は利用した施設から発行されます。再発行はできませんので、請求書提出まで大切に保管してください。

○領収書等の原本を手元に保管したい場合、役場にコピーを提出することも可能です。その場合、原本に「請求済」等のスタンプを押して返却するので、原本とコピーを揃えて窓口でご依頼ください。

○役場に領収書等のコピーを依頼する場合、コピー代がかかります。

提出先

持参する場合：東彼杵町町民課福祉係（③番窓口）

郵送の場合：859-3808 東彼杵町蔵本郷1850-6 東彼杵町町民課福祉係 まで

